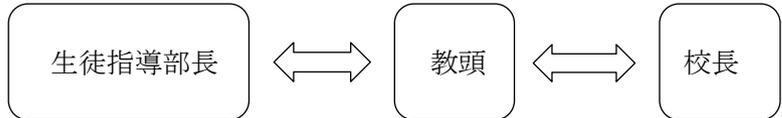


組織的ないじめ対応の流れ



※ ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、すべて報告・相談する

※ 事実を時系列で記録に残す



いじめ防止対策委員会

◆ 構成員
教頭 (委員長)、生徒指導部長、生徒指導部担当特別支援教育コーディネータ、当該HR担任

◇ 組織で情報を共有
◇ 調査方針・方法等の決定
▷ 速やかに関係生徒から聴取などを行い、いじめの実態を正確に把握 (聴取の際は個別に)
▷ ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握

◇ 指導体制と方針の決定
☆ 指導、支援の対象と具体的な手立ての明確化
▷ 特定 (被害生徒・保護者、加害生徒・保護者)
▷ 一部 (観衆、傍観者)
▷ 全体 (全校、HR、部活動)

◇ 事態収束の判断
☆ 被害生徒がいじめの解消を自覚し、関係生徒との関係が良好になっている

被害側・保護者
加害側

※複数の教員で対応

職員会議
朝の打合せ

* 情報共有

正確な実態把握・いじめの認知

報告

留寿都村
教育委員会

職員会議
朝の打合せ

* 共通理解

いじめ解決への指導・支援

連携

留寿都村
教育委員会
関係機関

継続指導・経過観察

継続

収束

日常の指導
体制の充実

※いじめは解消したが継続した指導が必要